

2011年10月28日

参議院議長 西岡武夫 様

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の撲滅に関する陳情書

陳情者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号
東西館ビル本館21号室
電話&FAX 03-5212-4611

陳情趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使って特定個人の精神・身体を攻撃する犯罪（テクノロジー犯罪）、および不特定多数あるいは特定少数による人的嫌がらせ犯罪（嫌がらせ犯罪）を解決すべく取り組んでまいりました。この14年間で931名の被害者を確認し、その居住県から、全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、定例会、相談会、アンケート調査を実施して被害実態の把握に努めてまいりました。

その結果、テクノロジー犯罪には、遠距離から見えない方法で特定個人を四六時中つきまとい、生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動に影響を及ぼし、声・音・映像を脳内に送信するとともに、身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われていることが明らかになってまいりました。

一方、嫌がらせ犯罪は、相当数の人間が四六時中つきまとい、行く先々で嫌がらせを働く。自宅では絶妙のタイミングで嫌がらせを仕掛けてくることから、被害者の行動を正確に把握できる監視テクノロジー、それはまた被害者の動向に合わせて何らかの攻撃をするようにプログラムされた監視システムでなければできない嫌がらせであります。これらは遠方に移動しても行われることから、全国的に組織化され、連絡網が完備していることも明らかになってまいりました。

しかもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の内容が外国の例と照らして同じであることからマニュアルがあること、40年を超える歴史があること、一般には信じ難い非常識な内容で貫かれており、そこに大きな意味があることも分かってまいりました。それは、非常識であればあるほど一般人は話を聞かなくなり、被害者を孤立させることができます。さらに追い込んでその先にあるのは自殺か精神病院への収容か自己防衛的対処であります。そしてこれが犯罪主体の描く構図と考えられ、今日社会問題化し

ている自殺者の増加、うつ病・統合失調症など精神疾患の増加、異常な殺人事件等重犯罪の増加がそれと合致していることは注視されるべき点であります。

テクノロジー犯罪は全く感知されずに仕掛けることができる犯罪であります。そのため被害者でありながら被害を認識できないでいる被害者の存在が考えられます。口外できない恥ずかしい被害を受けている被害者、精神疾患と誤解されるのを恐れて表に出せないでいる被害者の存在も考えますと、相当数の潜在的被害者がいることが想像できるようになります。また老若男女を問わず子供の頃からの被害者がいることから国民的問題と捉えて対処されるべき問題と考えます。

さらには両犯罪が組織によって行われていることは間違いないことですから組織犯罪対策法が適用できる犯罪であります。これによって個人破壊・家族破壊・組織破壊・社会破壊・国家破壊が可能でありますから破壊活動防止法が適用されるべき犯罪でもあります。今世界的にテロ対策が重要な課題となっておりますから真っ先にその対象とされてしかるべき犯罪でもあります。それほどの極悪犯罪でありますから、議員特権であります国政調査権を十二分に活用して、以下の陳情事項を国政の場で糾明して頂きますよう陳情致します。

陳情事項

1. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうテクノロジーが使われています。このテクノロジーの開発の経緯と現状を国政の場で糾明して下さい。
2. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、人間の生理機能から運動機能、五感、感情、三欲、さらには思惟活動まで影響を及ぼせるテクノロジーが使われています。これには長年月をかけた人体実験を含めた研究開発があつて可能なことですので、その研究開発の経緯と現状を国政の場で糾明して下さい。
3. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、脳内・空間・電気製品から声・音を聞かせるテクノロジーが使われています。また声被害者の多くが声の主と会話ができる、あるいは考えたことに対してすぐ返事が返ってくると証言しており、これは人間とコンピューターをつなぐテクノロジーがあつて可能な現象と考えます。この面でのテクノロジーの開発の経緯と現状を国政の場で糾明して下さい。
4. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で映像を見せるテクノロジーが使われています。これは上記声被害と同様に、頭の中に直接送り込まれる映像送信でありますことから、脳研究、映像送受信技術の最先端の技術があつて可能な現象と考えます。その面での開発の経緯と現状を国政の場で糾明して下さい。
5. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。これには動いている特定個人の各部位まで把握できていなければできないことでもあります。さらにはどのような痛みを与えるか、痛みを与える技術、言い換えると拷問テクノロジーがなければできないことでもあります。そのようなテクノロジー開発の経緯と現状を国政の場で糾明して下さい。

6. テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。このことから各地にテクノロジー犯罪を行うために設けられた設備やそれを扱う実行拠点があり、本部と連絡を取って犯行に及んでいることが考えられます。この全国的に施設された設備とそれを扱う実行拠点、および全国を取りまとめる本部機能設立の経緯と現状を国政の場で糾明して下さい。
7. 上記テクノロジー犯罪から国民を守るための法を早急に整備して下さい。
8. テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。嫌がらせ犯罪は、詳細な打ち合わせがなければ行えないことから、それを計画し、実行する組織が被害者の周辺に存在しなければできない犯罪であります。また、嫌がらせ犯罪は他地域に移動しても行われることから、同様の組織が各地に存在していなければなりません。そして全国の組織を取りまとめる本部組織がどこかになければなりません。嫌がらせ犯罪を実行する全国の組織とそれを取りまとめる本部組織設立の経緯と現状を（テクノロジー犯罪実行拠点および本部と同一か？）国政の場で糾明して下さい。
9. 嫌がらせ犯罪を実行するには、監視システムや連絡網が完備していなければできない犯罪であります。その監視システムと連絡網の実態を国政の場で糾明して下さい。
10. 上記嫌がらせ犯罪から国民を守るための法を早急に整備して下さい。
11. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の対象者は老若男女を問いません。子供の頃からの被害者も多く存在します。無実の人間、しかも子供にまで手が出せる意思是恐ろしいもので、この意思の発露は断固として糾明され絶たれるべきであります。この意思の所在を国政の場で糾明して下さい。
12. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪、どちらも突然畳み掛けられた場合、パニックに陥っておかしくない攻撃であります。それがむしろ人間の自然であります。そのような被害者の受け入れ場所として精神病院が位置づけられ定着しようとしています。これは正しい対処の仕方ではありません。この精神病院への位置づけにも作為が働いていることが考えられます。テクノロジーで作られた現象と理解しながら病人扱いするシステムづくりをしている強力な勢力があるように考えます。この点を国政の場で糾明して下さい。
13. 上記両犯罪により、個人破壊はもちろん、家族破壊、組織破壊、社会破壊、国家破壊が可能です。この点から両犯罪は破壊活動と捉えることができ、破壊活動防止法の適用が適切であります。また、組織犯罪であることも確かですから組織犯罪対策法の適用も可能です。さらには、テロ行為とも捉えられる凶悪犯罪でありますことから、テロ対策法も適用できる犯罪であります。これら三法が両犯罪に適用されますよう参議院を挙げて政府に働きかけて下さい。

以上